

議案第 6 5 号

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 1 1 月 1 8 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

杉並区行政財産使用料条例（昭和 5 0 年杉並区条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

附則別表第 2（1）荻窪区民事務所の項中

天沼会議室	洋室 1	1 3 0 . 0	2, 9 0 0 円	1, 9 0 0 円	1, 9 0 0 円	7 0 0 円
	洋室 2	3 9 . 7	7 0 0 円	4 0 0 円	5 0 0 円	1 0 0 円
	和室 1	3 6 . 8	7 0 0 円	5 0 0 円	5 0 0 円	1 0 0 円
	和室 2	3 6 . 5	7 0 0 円	5 0 0 円	5 0 0 円	1 0 0 円
荻窪会議室	洋室	7 2 . 0	1, 4 0 0 円	9 0 0 円	1, 0 0 0 円	3 0 0 円
	和室	5 2 . 4	1, 0 0 0 円	6 0 0 円	7 0 0 円	2 0 0 円

を

荻窪会議室	洋室	7 2 . 0	1, 4 0 0 円	9 0 0 円	1, 0 0 0 円	3 0 0 円
	和室	5 2 . 4	1, 0 0 0 円	6 0 0 円	7 0 0 円	2 0 0 円

に改め

る。

附則別表第 4（4）荻窪区民事務所の項中

天沼会議室	洋室 1	1 3 0 . 0	2, 4 0 0 円	1, 6 0 0 円	1, 6 0 0 円	6 0 0 円
	洋室 2	3 9 . 7	5 0 0 円	4 0 0 円	4 0 0 円	1 0 0 円
	和室 1	3 6 . 8	6 0 0 円	4 0 0 円	4 0 0 円	1 0 0 円
	和室 2	3 6 . 5	5 0 0 円	4 0 0 円	4 0 0 円	1 0 0 円
荻窪会議室	洋室	7 2 . 0	1, 2 0 0 円	8 0 0 円	8 0 0 円	2 0 0 円
	和室	5 2 . 4	8 0 0 円	5 0 0 円	5 0 0 円	1 0 0 円

を

荻窪会議室	洋室	72.0	1,200円	800円	800円	200円
	和室	52.4	800円	500円	500円	100円

に改め

る。

別表第2(4) 荻窪区民事務所の項中

天沼会議室	洋室1	130.0	2,900円	1,900円	1,900円	700円
	洋室2	39.7	700円	500円	500円	100円
	和室1	36.8	700円	500円	500円	100円
	和室2	36.5	700円	500円	500円	100円
荻窪会議室	洋室	72.0	1,500円	1,000円	1,000円	300円
	和室	52.4	1,100円	700円	700円	200円

を

荻窪会議室	洋室	72.0	1,500円	1,000円	1,000円	300円
	和室	52.4	1,100円	700円	700円	200円

に改め

る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

荻窪区民事務所天沼会議室の目的外使用を廃止する必要がある。